

住宅マスタープランとは

- 住宅マスタープランとは、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進するために、市の住宅政策全般を対象とするマスタープランとして、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性を提示した計画をいいます。

第4次府中市住宅マスタープランの策定の目的

- 府中市では、現行の「第3次府中市住宅マスタープラン」の計画期間が令和3年度で終了することから、令和4年度以降の次期計画として策定します。
- 計画策定にあたっては、住宅政策に係る国や都の計画や動向、社会情勢や市の住環境をめぐる現状・課題を踏まえ、今後の市の住宅政策の総合的な指針として定めます。

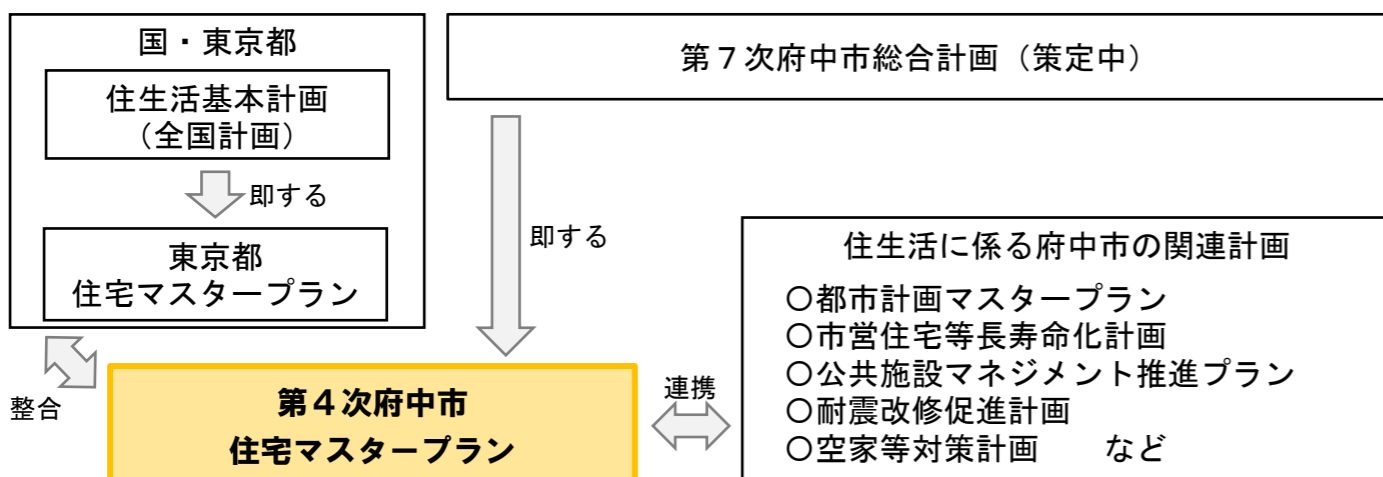
国…住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月）【令和3年度～令和12年度】

- ・住生活基本法（平成18年6月制定）により、「国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として、国と都道府県に策定が義務付けられているものです。
- ・既存住宅中心の施策体系への転換を進め、ライフスタイルに合わせて人生で何度も住替えが可能となるような住宅循環システムの構築を進めるとともに、住宅政策と福祉政策の一体的対応によるセーフティネット機能の強化や、地域で多様な世代が支え合う地域共生社会の実現を通じ、すべての人々が住宅を確保して安心して暮らせる社会を目指すため、「社会環境の変化」「居住者・コミュニティ」「住宅ストック・産業」の3つの視点から8つの目標を設定し、施策を総合的に推進します。

都…東京都住宅マスタープラン（平成29年3月）【平成28年度～令和7年度】

- ・東京が目指す“豊かな住生活の実現と持続”に向けて、“既存ストックの有効活用”、“多様な主体・分野との連携”及び“地域特性に応じた施策の展開”の3点に着目し、住宅政策の道筋が示されています。
- ・住宅政策の目指す方向は、「生涯にわたる都民の豊かな住生活の実現」「まちの活力・住環境の向上と持続」であり、それに応じた今後10年間の具体的な施策を打ち出しています。
- ・都の計画は、市が地域の特性に応じた住宅マスタープランを策定する際の指針となります。
※東京都住宅マスタープランは令和3年度末に改定を予定しています。

計画の位置づけ



第3次府中市住宅マスタープランの施策体系

計画期間	平成26年度～令和3年度
基本理念	みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち <第6次総合計画から引用>
基本方針1	みんなが安心して暮らせる住まいづくり (住まいの安定確保について) ・6つの住まいづくりの施策に、継続事業19事業、新規・拡充事業5事業を位置づけ ・2つの指標と目標を設定
基本方針2	みんなで未来に残す住まいづくり (良好な住宅ストック形成について) ・8つの住まいづくりの施策に、継続事業21事業、新規・拡充事業10事業を位置づけ ・5つの指標と目標を設定
基本方針3	みんなで取り組む地域の住まいづくり (まちづくりとの連携について) ・5つの住まいづくりの施策に、継続事業9事業、新規・拡充事業7事業を位置づけ ・2つの指標と目標を設定



第4次府中市住宅マスタープランの策定の方向性

計画期間	令和4年度～令和11年度 <第7次総合計画と合致>
基本理念	<第7次総合計画の都市像> + <住宅マスタープラン独自の基本理念> (併記又は融合)

【計画策定にあたっての構想】

- ① 府中市の特性を踏まえた計画
【背景】良好な交通アクセスや住環境によるゆるやかな人口増・定住志向の高さ ↔ 近い将来迎える人口減・自治体間の競争の激化
【着眼点】若い世帯の転出抑制・人口構造の変化に対応したまちづくりが必要
→ イメージ (例) 府中市に住みつづける
- ② 焦点を絞った基本方針及び施策の柱立て (イメージ)
 - 1 重層的な住宅セーフティネットの推進
(主な検討事項) 居住支援の取組、市営住宅の適切な維持管理 など
 - 2 安全で良質な住宅ストックの形成
(主な検討事項) マンションの適正管理、防災・防犯性の高い住宅づくり、環境や景観に配慮した住宅づくり など
 - 3 住まいづくりからまちづくりへ
(主な検討事項) 空き家の利活用、多世代同居・近居 (市内の住み替え)、まちづくりと一体となった住宅の供給 など
- ③ 個別計画に基づく事業は主に関連事業として位置付け

本協議会では、計画を検討する上での重要な着眼点や、計画に盛り込むべき内容などについて、本方向性をベースに、様々な立場から検討していただきます。